

TPP11協定及び日EU・EPA並びに日米物品貿易協定（TAG）交渉に対する意見書

昨年12月30日に環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11協定）が、本年2月1日に日本と欧州連合との経済連携協定（日EU・EPA）が発効した。豪州産牛肉の輸入急増や大手量販店での値下げセールなどが連日報道されるなど、本県の基幹産業である農林水産業の関係者間で不安が広がっている。

そのような中、日米2国間での物品貿易協定（TAG）交渉が始まろうとしており、農林水産物の更なる市場開放は、TPP11協定や日EU・EPAの内容を超える水準となるのではないかと懸念される。

よって、国におかれては、TPP11協定及び日EU・EPA並びに日米TAG交渉において、地域経済社会に与える影響や現場の声を十分に踏まえ、特に、下記の事項に責任を持って対応されることを強く要望する。

記

- 1 TPP11協定、日EU・EPAの発効に関し、地方の基幹産業である農林水産業及び農山漁村の維持・発展への影響が及ばないよう、今後とも必要な予算を確保し、万全の対策を継続的に実行すること。
- 2 日米TAGの交渉内容について、可能な限り国民に対し情報提供を行うこと。また、農林水産物の市場開放については、TPP協定を超える譲歩は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月15日

熊本県議会議長 坂田孝志

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
外務大臣	河野太郎様
農林水産大臣	吉川貴盛様
経済産業大臣	世耕弘成様
内閣官房長官	菅義偉様
内閣府特命担当大臣	茂木敏充様

（経済財政政策）